平成２５年（フ）第４４１号
新潟市東区中山７丁目７番２号　コーポスナイプ102、住民票上の住所新潟市南区戸石1081番地３
債務者　捧　　和哉
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４２号
新潟市東区中山７丁目７番２号　コーポスナイプ102、住民票上の住所新潟市南区戸石1081番地３
債務者　捧　奈穂子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５８号
新潟市中央区西湊町通１ノ町2695番11、前住所神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２丁目３番33号　パレスミユキ10番館202
債務者　山田　友美
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４７号
富山県砺波市庄川町小牧10番地、前住所石川県金沢市観音堂町チ８番地１
債務者　旬花こと　天池　康幸
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３５７号
山梨県西八代郡市川三郷町落居6637番地１町営落居団地103
債務者　深澤　睦由
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
山梨県甲斐市長塚430番地５、住民票上の住所山梨県甲府市下飯田１丁目４番37号
債務者　堀ノ内良美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
長野市大字稲葉８番地１
債務者　山田　裕也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
長野県上田市小泉987番地５
債務者　田中　裕二
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４１号
長野県千曲市大字上山田303番地
債務者　梨本　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５０号
長野県上田市本郷922番地14
債務者　飯塚　本城
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６２号
長野県上田市真田町長7013番地の３
債務者　北沢　　透
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６４号
長野県東御市八重原642番地１
債務者　畠山　絵美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１９５号
長野県松本市大字中山2518番地、前住所長野県伊那市中央4815番地１南角ハイツ101号
債務者　笠井　昭紀
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９３号
岐阜県可児市川合438番地　エレガンスかわいＢ―203
債務者　松本　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２１６４号
愛知県瀬戸市追分町71番地
債務者　波平康希こと　尹　　康希
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５号
三重県津市河芸町杜の街１丁目17番地12
債務者　木原　光代
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２９号
三重県津市雲出本郷町1158番地　グリーンフラットＢ101
債務者　六分一与三
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所破産係